最終更新日：2018年7月2日

日本瓦斯株式会社
和田眞治
問合せ先：03-5308-2111
証券コード：8174
http://www.nichigas.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、以下の経営理念を策定し、株主、消費者、社員、地域社会等のステークホルダーズとの信頼関係を築き、中長期的な企業価値の向上を目指しております。そして、かかる経営理念実現のために有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努め、業務の適正を確保することとしております。

1．地域社会に対する貢献
環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により、安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。又、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

2．企業の持続的成長を目指す
地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制の構築により、株主価値の向上に努めます。

3．人的資源の尊重
社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮出来るような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。
その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営にあたってその増進を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（いわゆる政策保有株式）
当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、株式の政策保有を行う方針であります。また、上記の観点から定期的に検証を行い、政策保有株式を継続保有することが当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するかという基準に則り、縮小・処分をしております。なお、前年度は11銘柄の処分および縮減をいたしました。当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の保有する株式の価値及び当社の企業価値向上に資すると判断する議案であれば賛成し、価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じます。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）
当社では、役員、主要株主その他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を経るものとしており、取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認するものとしております。
また、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規則に従い、その内容について取締役会で報告することとしており、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築しております。なお、現在、当社と役員との間の取引はございません。

【原則3-1】（適切な情報開示と透明性の確保）
当社では、以下のとおり開示することによって主体的な情報発信を行っています。
(1) 経営理念、経営戦略及び経営計画は、当社ホームページ、決算説明資料、株主総会資料、決算説明会等で開示し説明をしています。具体的には、経営理念につき当社ホームページ内の「経営理念」ページ（URL：https://www.nichigas.co.jp/corporate/philosophy/）、経営戦略につき当社ホームページ内の「社長メッセージ」（URL：hthttps://www.nichigas.co.jp/corporate/greeting/）、経営計画につき営業利益等の3ヶ年計画の進捗等を含めた決算説明資料(URL：https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results _ briefing/）をご参照下さい。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は有価証券報告書で開示しています。
(3) 取締役及び委任型執行役員の報酬は、当社の社内基準において、月額報酬の一部が前期の営業利益に連動して増減するように設計されており、各取締役・委任型執行役員の個別の報酬については前期の業務執行の結果等を踏まえて独立した有識者による評価を受けて決定されます。また、各取締役・委任型執行役員に対して株主と株式価値を共有すべく株式報酬としてBIP信託制度を導入しております。
(4) 取締役候補者・委任型執行役員候補者の指名に際しては、その候補者の経営に対する知見や能力や報酬決定の際の評価等を総合的に判断し、代表取締役社長が取締役会に推薦するとともに、推薦理由を説明し、取締役会で審議の上決定します。また、監査役候補者の指名については、その経験及び知見を総合的に判断し、代表取締役社長が監査役会に推薦し、監査役会の同意を受けた後に、取締役会で推薦理由を説明し、取締役会で審議の上決定します。
(5) 個々の取締役・監査役の略歴等、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類で開示しています。第64回定時株主総会招集通知の参考書類につきましては、当社ホームページの「IRニュース」（URL：http://www.nichigas.co.jp/ir/ir _ news/）内に掲載しております。また、委任型執行役員につきましてはその経歴等をアニュアルレポートに掲載しております。

【補充原則4-1-1】（取締役会の役割・責務）
当社では、「取締役会規則」において取締役会に付議すべき事項を定めており、当該事項に関しては、取締役会において審議及び決議を行ってお

ります。具体的には、取締役候補者の指名や取締役の報酬決定、当社全体の戦略に関する事項、一定の金額以上の投融資などが該当し、これらの事項に係る審議及び決議を通じて、取締役による業務執行の監督機能を果たしております。
また、当社は常務会や責任部署への権限移譲を進めており、「取締役会規則」に該当しない事項に関しては、「常務会規程」や「職務権限規程」に基づき、当該部門の責任者に決裁権を委ねております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)
取締役会の監督機能を高める観点から、現在2名の独立社外取締役を選任しており、両名とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準・資質)
当社の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。また、当社では、取締役会で活発な討議がなされることを重視し、経験豊富な公認会計士、海外事業にも精通した投融資経験者というバックグラウンドの異なる独立社外取締役の選任を行っております。
さらに、当社では、独立社外監査役としてガス事業法に精通した方、弁護士資格を有する学識経験者、経験豊富な公認会計士の選任を行っております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)
当社の取締役会は営業、財務、人事、資本政策、海外、保安、企画、総務の各部門責任者である取締役及びそれらを統括する責任者である取締役並びに社外取締役として会計財務、資本政策等に知見の深い取締役により構成されています。取締役は現在11名が就任しておりますが、迅速かつ適切な意思決定及び監督を継続的に遂行していく規模として適切と考えております。
当社では、取締役の選定に当たっては、その経験・見識等によって取締役にふさわしいと考える候補者を代表取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会が決議し、株主総会の承認を得ることとしています。

【補充原則4-11-2】(取締役、監査役の兼任状況)
当社では、社外取締役以外の取締役は他の上場会社の役員を兼務しておりません。社外取締役及び監査役の他の上場企業の役員との兼務状況につきましては、有価証券報告書等で開示しておりますが、兼務先の数も合理的な範囲に留まっており、当社の役員としての責務を果たす上で問題とならない兼務であると判断しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性自己評価)
日本瓦斯当社では、毎期に各取締役が自己の職務執行状況等について自己評価を行い、その評価に基づき、各取締役は独立した有識者の面談、評価を受けています。また、取締役会は、独立取締役及び独立監査役によって構成される独立役員協議会において、取締役会の実効性について評価を受けております。その上で、取締役会は、毎年、上記の各取締役の自己評価を基にした有識者の評価及び独立役員協議会の評価を踏まえて、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。
平成29年度の各取締役の評価に関しては、評価委員から取締役としての評価基準に達しているとの評価を受けました。また、独立役員協議会から、1.取締役会の構成・運営　2.戦略と実行　3.リスクと危機管理　4.株主との対話等について取締役会はガバナンスコードに則り全体として実効性はあるとの評価を得て、①エネルギー自由化やICTの進化を先取りする積極的な経営姿勢と取締役会における説明と討論は評価できる。今後、エネルギー市場だけではなく様々な事業環境が大きく変化することが予測され、取締役会として3カ年計画実現のために更なる具体的な経営方針を策定すべく継続的に議論をしてもらいたい。②取締役会に報告する会社の持続的成長の基準となるKPIに関して、経営状況の変化に応じて今後とも的確な見直をする必要が生じることに留意してもらいたいとのご意見をいただきました。これらの評価を基に取締役会として協議を行った結果、平成29年度の取締役会の実効性は全体としてあったと評価いたしました。

【補充原則4-14-2】(取締役、監査役のトレーニング方針)
当社では、取締役は外部の研修等を活用し役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援しております。また、顧問弁護士によるコンプライアンスに関する研修会を年1回以上実施しております。さらに、将来的な経営者としての専門的な能力を向上させるべく、年に数名の取締役をより高度で専門的な研修機関に派遣しております。また、社外取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役に応じた機会を継続的に提供することとしております。監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会の開催する諸研修に参加しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社では、株主又は投資家等からの面談申込みについては、IR担当取締役を責任者として代表取締役社長を含めて各取締役が積極的に対応しています。
日本瓦斯では、IRの専門部署を設置し、取締役が直接部門を管掌しています。同部署は経営企画本部にあり、関係会社を含めて、財務・事業・法務等に関するあらゆる支援を受けられる体制となっています。
個別面談以外に、決算説明会を年2回開催しており、その模様は当社のホームページの「IRニュース」(URL:
http://www.nichigas.co.jp/ir/ir_news/)で開示しています。また、不定期に投資家を招いて事業説明会を開催しています。
さらに、IR活動を通じて得られた株主・投資家からの主な意見や経営課題については、経営幹部や取締役会等に対し適切に報告し、経営の改善に役立てています。
日本瓦斯は、インサイダー取引規制等の観点から、株主との対話では未公表の重要事実を伝達しない方針です。

2.資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,350,642	5.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,906,900	4.40
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,686,891	3.90
東京電力エナジーパートナー株式会社	1,460,000	3.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,455,000	3.40
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	1,350,000	3.10

MSIP CLIENT SECURITIES	1,327,900	3.10
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,204,000	2.80
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,164,820	2.70
日本生命保険相互会社	1,041,220	2.40

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井出　隆	他の会社の出身者											
河野　哲夫	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井出　隆	○	―――	井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関する高い見識を有しているため当社の社外取締役にふさわしいと判断しております。また、その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

河野　哲夫	○	河野哲夫氏は、当社の借入先である株式会社三井住友銀行に過去在籍しておりました。当社グループは平成30年3月期末の実績として、同行に対して6,705百万円の借入残高があります。同行は当社の株主ですが、その持株比率は当社の株式総数の2.7%（自己株式を控除して計算しております）であり、また同氏が退任後10年以上が経過していることから、当社と同行の関係が、同氏の職務遂行に影響を及ぼすものではないと考えております。	河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務し、金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しているため当社の社外取締役にふさわしいと判断しております。また、その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、監査室を設置し対応しております。監査役会は、監査役4名（うち3名が社外監査役）で構成しており、取締役会に出席するとともに、定期的または必要に応じて随時監査役会を開催しているほか、常勤監査役による重要な会議への出席、決裁書類の閲覧などを通じて業務監査を行っております。
さらに、監査役は、内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会との連携をはかるとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田　剛志	学者													
中嶋　克久	公認会計士													
五味　祐子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田　剛志	○	―――	成城大学大学院法学研究科教授であり、その専門知識と見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけると考えております。 その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
中嶋　克久	○	―――	公認会計士としての専門的見地から会計･財務に関して十分な実績をあげられており、経営に関する高い見識も有しているため、監査役としての有用な指摘を行っていただけるものと考えています。 その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
五味　祐子	○	―――	弁護士としての豊富な知識と経験を有しております。その知識及び経験を活かし、専門的かつ独立した見地から当社の監査を行って頂くことで監査役監査を強化することが期待できるため、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

対象取締役等の業績向上、インセンティブ強化を目的として、平成27年7月分より基本報酬の一部に業績連動部分を導入することといたしました。
また、各取締役･委任型執行役員に対して株主と株式価値を共有すべく株式報酬としてBIP信託制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で決定しており、総額を開示しております。
前事業年度の取締役の報酬等の総額 12名 319百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び委任型執行役員の報酬は、当社の社内基準において月額報酬の一部が前期の営業利益に連動して増減するように設計されており、各取締役・委任型執行役員の個別の報酬については前期の業務執行の結果等を踏まえて独立した有識者による評価を受けて決定されます。また、各取締役・委任型執行役員に対して株主と株式価値を共有すべく株式報酬としてBIP信託制度を導入しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の専従スタッフはおりませんが、総務部でサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

現状の体制の概要
1．業務執行体制
当社は定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長及びグループ会社社長等が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
2．監査体制
監査役会は常勤監査役1名と社外監査役3名で構成されております。監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため毎月取締役会に出席し、うち、常勤監査役は、取締役会の他、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、各委員会と連携をはかっております。
社外監査役には、取締役会から独立性が高く、また企業経営、ガスエネルギー業界に精通した人材や財務・会計並びに会社法等に知見を有する人材が選任されております。以上により当社は監査の実効性の確保、監査機能の強化に努めております。
監査役及び会計監査人は、監査業務に関し情報、意見交換等を行い、相互に連携をとり監査業務にあたっております。
会計監査業務を行った公認会計士の氏名（所属する監査法人、継続監査年数）朝田 潔（協立監査法人 5年）、田中　伴一（同 2年）なお、公認会計士5名、会計士補等1名が補助者として会計監査業務に関っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は以下により経営監視の強化をはかっております。
・社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、社外の目から経営及び業務執行を監視いただいております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月28日に開催いたしました定時株主総会では、3週間前に招集通知を発送いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	発送日に開示いたしました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年11月及び平成30年5月に決算説明会を開催致しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関係資料や株主向け資料と共に、決算説明会の動画も掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートコミュニケーション部が、窓口となっております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念を策定・公表した上で経営を行い、株主の皆様に業績評価をして頂くことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、経営理念「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」を策定・公表しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは関東一円を供給エリアとして、LPガス事業、都市ガス事業、コミュニティーガス事業をコアに、総延長数6千キロにも及ぶガス導管ネットワークを基盤として、約130万世帯のお客様に、安全に安定的に、より安価にガス体エネルギーを提供するとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することで地域社会の価値向上に資するとともに、LPガスおよび天然ガスの高度、高質運用の基盤整備に不退転の決意で取組んでおります。さらに、当社グループの特徴が地域社会に密着した一般家庭用の分野である特性を生かし、行政サービスなど様々な異業種サービスとの連携を通じて地域防災や地域活動に積極的に関わることで、コーポレートガバナンスやコンプライアンスを包括するＣＳＲ（社会貢献）の取組みを強化して参ります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するための有効なコーポレート･ガバナンス及び内部統制システムの構築を総合的に行うための組織として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置した。

2．取締役･使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、経営企画本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、マニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

また、当社は、相談･通報体制としてヘルプラインを設け、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいたときは、監査室に通報するように定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対して断固たる姿勢で臨む。

財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するため、管理本部を中心に十分な体制を構築する。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、経営企画本部長を統括責任者、総務部を事務局とし、法令･社内規程に基づき情報の保存･管理を行う。

取締役･監査役は必要に応じて保存･管理した情報を閲覧できる。

また、情報のセキュリティについてはガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する組織として経営企画本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、有事においては「リスク管理規程」に従い、会社全体として対応し危機管理にあたることとする。

平時から、リスク管理委員会において、当社におけるリスクを評価して対応方針を決定し、統制すべきリスクについては社員教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を作る。万一の災害時に備え、安全･安定供給リスクを専管する組織として、エネルギー事業部が専門的な立場から、安全面･環境面･物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を行う。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

当社は、独立した専門家により構成される「経営評価委員会」を組織し、半期に1度、定例会議を開催し、代表取締役社長の諮問を受けて答申することにより、有効なガバナンスの維持に努める。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案･実行する。

また、当社においては代表取締役社長が自ら全社員と直接面談して対話するなど、社員に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制を構築する。

6．当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体の経営戦略にかかる情報共有と方針決定のため、常務会の会議等に、グループ各社の社長等が参加し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての協議、助言を行う。

非常事態発生時の子会社を含めた連絡網によって当社への迅速な報告を行う等、一定の重要事項についての当社への報告体制を構築する。

当社の内部監査部門による子会社の内部監査及び内部統制活動のレビューを行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスク管理を定める「グループリスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを概括的に管理する。

「リスク管理委員会」は、当社グループ全体のリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を検討する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「コンプライアンスマニュアル」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対しては断固たる姿勢で臨むことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は「コンプライアンス･マニュアル」において反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、役員及び従業員等に、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導しています。

また、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しており、反社会的勢力の不当要求に対しては総務部を統括部署として組織的に対応いたします。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、平成29年6月28日第63回定時株主総会にて企業価値向上プラン（買収防衛策）を廃止いたしました。本プラン廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
1．会社情報の適時開示に関する基本方針
・当社は、投資判断に重要な影響を与える会社情報を、すべての株主・投資家の皆様に対して、適時、適切かつ公平に開示するよう努めております。
・このため、適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程（内部者取引管理規程）を定めており、また、その他の適時開示情報については、情報管理責任者が担当部門長と連携し、適時、適切な開示が行える体制を構築しております。
2．会社情報の適時開示に関する社内体制
・適時開示規則等に定める適時開示情報に該当する決定事実・発生事実は、社内規程に定める情報管理責任者である経営企画本部長が取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、把握しております。
・適時開示情報に該当する重要情報を把握した情報管理責任者は、漏洩等が発生しないよう厳格に管理しております。
・適時開示情報のうち財務・経理に係る情報は経財部長が、それ以外の情報は総務部長が担当しております。
・適時開示情報の具体的な公表内容及び時期は、情報管理責任者が適時開示情報の担当となる総務部長及び経財部長と協議のうえ起案し、取締役会で決定いたします。なお、緊急の場合は代表取締役が決定いたします。
・グループ会社の情報につきましては、経営企画会議等を通じ、適時、適切に把握できる仕組みとなっております。